

令和8年第2回沖縄県議会

(6月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和8年第2回沖縄県議会(6月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室								
総務部	1	6		4	4		15	
企画部								
環境部								
生活福祉部								
こども未来部		4 (1)					4 (1)	先議
保健医療介護部		2					2	
農林水産部								
商工労働部								
文化観光 スポーツ部								
土木建築部			8				8	
出納事務局								
企業局	1		2				3	
病院事業局		1					1	
教育委員会								
公安委員会			3				3	
合 計	2	13 (1)	13	4	4		36 (1)	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和8年第2回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和8年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)	総務部	
甲 2	予算	令和8年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)	企業局	
乙 1	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務部	
乙 4	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 5	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 6	条例	沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 7	条例	沖縄県こどもの権利条例	こども未来部	
乙 8	条例	児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例	こども未来部	先議
乙 9	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	こども未来部	
乙 10	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども未来部	
乙 11	条例	沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	
乙 12	条例	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	
乙 13	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	
乙 14	議決	工事請負契約について (普天間高校校舎改築工事(普通教室棟等・建築1工区))	土木建築部	
乙 15	議決	工事請負契約について (普天間高校校舎改築工事(普通教室棟等・建築2工区))	土木建築部	
乙 16	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・南))	土木建築部	
乙 17	議決	運転者負傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 18	議決	家屋損傷事故に関する和解等について	土木建築部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 19	議決	警ら活動中の事故に関する和解等について	警察本部	
乙 20	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 21	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 22	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 23	議決	車両損傷事故に関する和解等について	警察本部	
乙 24	議決	車両損傷事故に関する和解等について	警察本部	
乙 25	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	
乙 26	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	
乙 27	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	
乙 28	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	
乙 29	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	
乙 30	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	
乙 31	承認	専決処分の承認について(沖縄県税条例の一部を改正する条例)	総務部	
乙 32	承認	専決処分の承認について(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例)	総務部	
乙 33	承認	専決処分の承認について(沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)	総務部	
乙 34	承認	専決処分の承認について(控訴の提起について)	総務部	

令和8年第2回沖縄県議会

(6月定例会)

乙号議案説明資料

令和8年第2回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 2	条例	沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 3	条例	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務部	5
乙 4	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	6
乙 5	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	7
乙 6	条例	沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例	総務部	8
乙 7	条例	沖縄県こどもの権利条例	こども未来部	9
乙 8	条例	児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例	こども未来部	10
乙 9	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	こども未来部	11
乙 10	条例	沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども未来部	12
乙 11	条例	沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	13
乙 12	条例	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療介護部	14
乙 13	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	15
乙 14	議決	工事請負契約について (普天間高校校舎改築工事(普通教室棟等・建築1工区))	土木建築部	16
乙 15	議決	工事請負契約について (普天間高校校舎改築工事(普通教室棟等・建築2工区))	土木建築部	17
乙 16	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・南))	土木建築部	18
乙 17	議決	運転者負傷事故に関する和解等について	土木建築部	19
乙 18	議決	家屋損傷事故に関する和解等について	土木建築部	20
乙 19	議決	警ら活動中の事故に関する和解等について	警察本部	21
乙 20	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	22
乙 21	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	23
乙 22	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	24

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 23	議決	車両損傷事故に関する和解等について	警察本部	25
乙 24	議決	車両損傷事故に関する和解等について	警察本部	26
乙 25	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	27
乙 26	議決	損害賠償の額の決定について	企業局	28
乙 27	同意	沖縄県人事委員会委員の選任について	総務部	29
乙 28	同意	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	総務部	30
乙 29	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	31
乙 30	同意	沖縄県教育委員会委員の任命について	総務部	32
乙 31	承認	専決処分の承認について(沖縄県税条例の一部を改正する条例)	総務部	33
乙 32	承認	専決処分の承認について(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例)	総務部	34
乙 33	承認	専決処分の承認について(沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例)	総務部	35
乙 34	承認	専決処分の承認について(控訴の提起について)	総務部	36

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

特別休暇に係る人事院規則が改正されたこと及び他の都道府県の状況を考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭するための特別休暇を取得できるようにする必要がある。

【議案の概要】

- 1 特別休暇（官公署出頭休暇）の対象に被害者参加人を加える。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

1 改正の背景等

- (1) 現行制度では、裁判員や証人などとして、裁判所等に出頭する場合は、特別休暇の対象とされているが、犯罪被害者等が被害者参加人※としての出頭は特別休暇（官公署出頭休暇）の対象外とされている。
- (2) 被害者参加人の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、国においては被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も官公署出頭休暇の対象とする人事院規則の改正が行われた。
- (3) 国の休暇制度との均衡を図る観点から、本県でも同様の措置とする必要があることから、条例の改正を行うもの。
※被害者参加人とは、殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者

2 改正の内容

項目	(現行)	(改正後)
特別休暇（官公署出頭休暇）の対象者 ※条文中で明記されている対象	裁判員、証人、鑑定人、 参考人	裁判員、証人、鑑定人、 参考人、 <u>被害者参加人</u>
休暇の期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間 ※変更なし。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の一部が改正されたことを踏まえ、外国勤務手当の算定の基礎に同行子女手当の額に相当する額及び在外単身赴任手当の額に相当する額を加える等の必要がある。

【議案の概要】

1 特殊勤務手当条例第51条

- (1) 外国勤務手当の算定の基礎となっている「住居手当の額」を「在外住居手当の額」に、「配偶者手当の額」を「同行配偶者手当の額」に改める。
- (2) 外国勤務手当の算定の基礎に「同行子女手当の額」及び「在外単身赴任手当の額」を加える。

2 給与条例第34条の2

- (1) 外国に駐在する職員に同行する子に係る扶養手当を支給しない。
- (2) 外国に駐在する職員の国内の留守宅に係る住居手当を新たに支給する。

3 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、1(2)のうち「同行子女手当」の額の追加と2(1)は令和8年8月1日から施行する。その他は令和8年4月1日から適用する。

【説明】

1 特殊勤務手当条例第51条

〔本県の外国勤務手当の算定基礎（現行）〕

①在勤基本手当×80%、②住居手当（法の規定による限度の額×80%を限度）、③配偶者手当、④子女教育手当 の合計額に相当する額

- (1) 外国勤務手当の算定の基礎としている国の在勤手当の名称変更があったため、該当箇所を改正する。（住居手当→在外住居手当、配偶者手当→同行配偶者手当）
- (2) 国が法改正により在勤手当として同行子女手当と在外単身赴任手当を新設したため、本県の外国勤務手当の算定の基礎として加える。

2 給与条例第34条の2

- (1) 外国に駐在する職員に同行する子に係る扶養手当を支給しないこととするための規定を整備する。
- (2) 外国に駐在する職員の国内の留守宅に係る住居手当を新たに支給するための規定を整備する。

3 施行期日 公布の日から施行する。

ただし、1(2)のうち同行子女手当の額の追加と2(1)は令和8年8月1日から施行する。その他は令和8年4月1日から適用する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 次に掲げる条例について、地方自治法及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い規定を整理する。＜第1条から第3条まで＞
 - (1) 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）
 - (2) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）
 - (3) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）
 - (4) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）
 - (5) 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）
- 2 この条例は、令和8年9月24日から施行する。（附則）

【説明】

（沖縄県監査委員条例の一部改正）

第1条 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（沖縄県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

- (1) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第7条
- (2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第7条
- (3) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）第6条

（沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、本則第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、本則第2号中第173条の4第1項第2号」を「173条の5第1項第2号」に改める。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする必要がある。

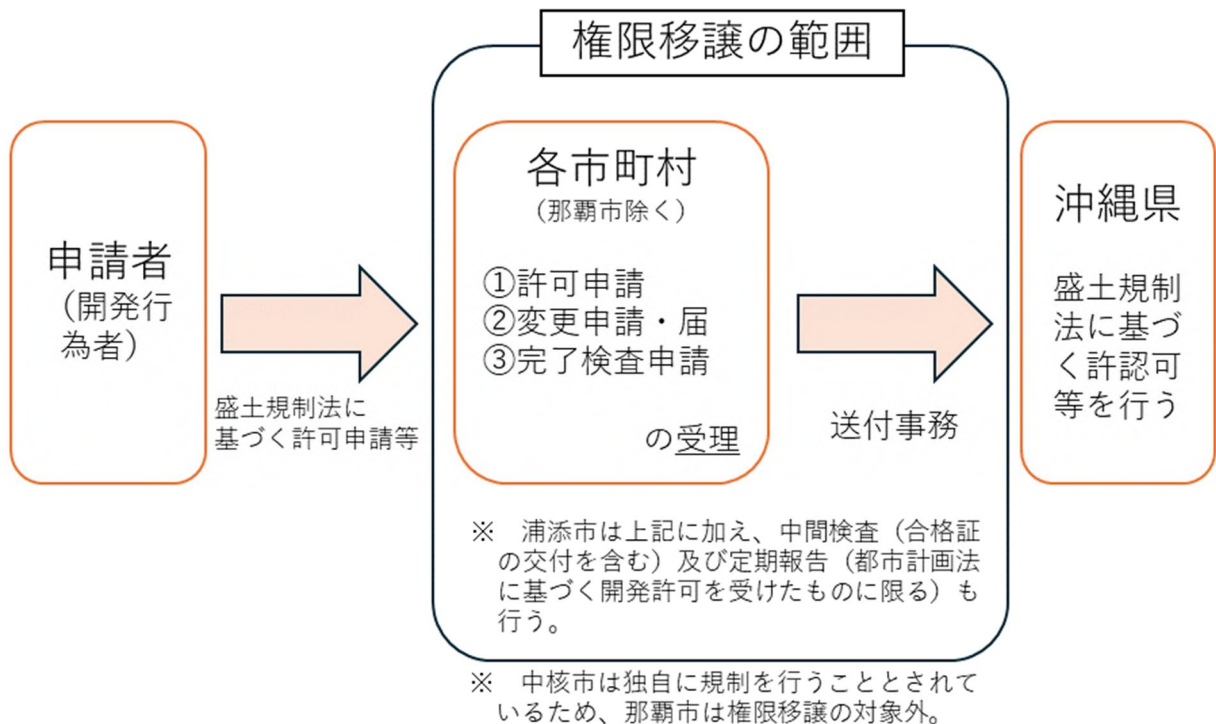
【議案の概要】

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行する。（附則）

【説明】

条例改正の概要

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の受理及び送付に関する事務を各市町村へ移譲する。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、一定の災害危険区域内等にある住宅及びその土地を不動産取得税の課税標準特例措置等の適用除外とするほか、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分までに延長する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 不動産取得税の特例措置について、一定の災害危険区域等の区域内にある住宅又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅及びその土地を適用対象から除外する。（第63条第1項及び第71条関係）
- 2 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が令和12年（現行：令和7年）であるものまで及び適用期限を令和25年度分（現行：令和20年度分）の個人の県民税に延長する。（附則第5条関係）
- 3 その他所要の改正を行う。（第63条第7項及び附則第12条の2関係）
- 4 この条例は、次に掲げる日から施行する。（第63条第7項、附則第1項）
 - (1) 2の規定 令和9年1月1日
 - (2) 1の規定 令和11年4月1日
 - (3) 3の規定のうち附則第12条の2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日
 - (4) 3の規定のうち第63条第7項 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項から第5項まで）

【説明】

改正内容	該当条文	内容
不動産取得税の特例措置について、一定の災害危険区域内等にある住宅及び土地を適用対象から除外する。	第63条第1項及び第71条	不動産取得税の特例措置について、一定の災害危険区域等の区域内にある住宅又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅及びその土地を適用対象から除外する。
個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する。	附則第5条	個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が令和12年（現行：令和7年）であるものまで及び適用期限を令和25年度分（現行：令和20年度分）の個人の県民税に延長する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県宿泊税条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

特別徴収義務者の事務の効率化を図るため、名護市の区域内に所在する宿泊施設に係る宿泊税の賦課徴収に関する事務を、名護市が処理することとする必要がある。

【議案の概要】

- 1 名護市の区域内に所在する宿泊施設に係る沖縄県宿泊税の賦課徴収に関する事務については、名護市が処理する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

■ 宿泊税の徴収の流れ



■ 宿泊税の制度の概要

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月)
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2% (上限2,000円) ※市町村が宿泊税を課している場合 (R8.3月時: 本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市) 県税0.8% (上限800円)、市町村税1.2% (上限1,200円) の計2%。当該市町村を通して申告・納入
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・学校の教育活動に伴う宿泊 (修学旅行、部活動等) ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊 (地域クラブ等) ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者 (納税義務者) から宿泊事業者 (特別徴収義務者) が宿泊税を徴収し、沖縄県へ納入する方法 (特別徴収) ※ 市町村が宿泊税を課している宿泊施設については、当該市町村へ申告・納入 (沖縄県への申告・納入は不要)
申告・納入方法	原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※ 一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
税收規模試算	約77.3億円 (うち徴税コスト約4億円 ※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費を含む)
その他	税導入に伴う宿泊施設のシステム改修費を補助する予定 (補助率10/10、1施設上限200万円)

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県こどもの権利条例

【議案提出の理由】

全てのこどもが権利の主体として尊重されるよう、基本理念等を明らかにし、こどもの権利を擁護するための県の施策の基本事項を定めるとともに、こどもの権利の侵害についての調査審議等を行う附属機関を設置する必要がある。

【議案の概要】

- 1 目的及び定義について定める。(第1条及び第2条)
- 2 基本理念について定める。(第3条)
- 3 県、県民等の責務について定める。(第4条から第8条まで)
- 4 県の施策の基本となる事項等について定める。(第9条から第16条まで)
- 5 沖縄県こどもの権利擁護委員会の設置その他必要な事項について定める。(第17条)
- 6 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は令和8年9月1日から、第13条から第16条の規定は令和9年2月1日から施行する。(附則)

【説明】

沖縄県こどもの権利条例の概要

【目的】 こどもの権利擁護がはかられるこどもまんなか社会の実現

【定義】 「こども」「こどもまんなか社会」「こども施策」等

【基本理念】

児童の権利に関する条約の4つの原則を踏まえ、「差別の禁止」「生命に対する権利」、「こどもの意見の表明の権利の確保」、「こどもの最善の利益」等のこどもの権利を尊重し、県、市町村、県民等が相互に連携協力して、こどもまんなか社会の実現を推進

【責務】 県、県民、保護者、学校設置者等、事業者の責務を明記

【県の施策の基本となる事項】

市町村への協力及び支援

相談体制の充実 ※令和9年2月から調査の求めの受付開始

こどもの意見表明・社会参画

沖縄県こどもの権利擁護委員会

(こどもの権利侵害に関する救済機関の設置)

基本理念の普及啓発等

※令和8年9月1日設置

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第8号議案 児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

地域限定保育士試験の実施に関し必要な事項を記載した沖縄県の試験実施方法書について国の認定を受けたことに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

【議案の概要】

- 1 地域限定保育士に係る根拠法令が児童福祉法に位置づけられたことに伴い、従前、国家戦略特別区域法を根拠として運用していた地域限定保育士制度については、引き続き児童福祉法を根拠として制度運用を行う必要があることから、関係する条例（6条例）の規定を整理する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

地域限定保育士について

地域限定保育士とは

- ◆ 地域における保育人材確保のため創設され、児童福祉法の特例として国家戦略特別区域法に基づき運用されていた。
- ◆ 本制度により地域限定保育士となった者は、当該地域限定で保育士と同様に業務を行うことができる。

児童福祉法の改正について

- ◆ 令和7年10月に改正法が施行された。
- ◆ 国家戦略特別区域法に基づく「地域限定保育士制度」の一般制度化に伴い、児童福祉法に位置付けられることとなった。
- ◆ 改正後は、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等においてのみ制度が活用可能。

法改正に伴う県条例の改正について

- ◆ 法改正後の地域限定保育士制度について、沖縄県は令和8年4月22日に内閣総理大臣の認定を受けた。
- ◆ したがって、県条例については以下のとおり改正する。
(前回)2月改正: 国家戦略特別区域法に基づき資格を取得した者について、法改正後の経過措置を踏まえ、従前通りの取扱いとするための改正
(今回)6月改正: 児童福祉法に基づく地域限定保育士制度を運用開始するための改正

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第9号 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。




【議案の概要】

- 1 認定こども園の学級編制の基準に係る経過措置及び職員資格に関する特例に係る規定を整理する。(附則関係)
- 2 認定こども園の学級編制の基準に係る規定を整理する。(別表第1関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行する。(附則)

【説明】

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要とされていることを背景に、国の定める基準の一部が改正され、主務養護教諭の職が創設されたほか、認定こども園における学級編制基準の引き下げ(原則35人以下から原則30人以下)が行われた。

■認定こども園4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立)

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第 10 号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の学級編制の基準を引き下げる等の必要がある。





【議案の概要】

- 1 学級編制の基準及び経過措置に係る規定を整理する。（第 22 条及び附則関係）
- 2 認定こども園で従事する職員の数等に係る規定に新たな職を加える整理を行う。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。（附則）

【説明】

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要とされていることを背景に、国の定める基準の一部が改正され、主務養護教諭等の職が創設されたほか、認定こども園における学級編制基準の引き下げ（原則 35 人以下から原則 30 人以下）が行われた。

■認定こども園 4 類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法第26条第1項第2号に規定する施設で、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。
*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第 11 号議案 沖縄県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

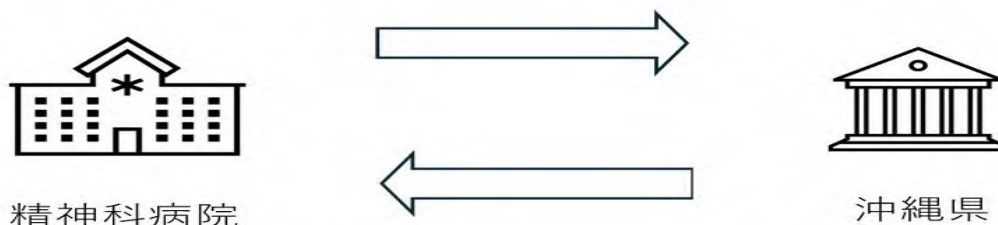
【議案の概要】

- 1 条例で引用する法律の条文において項ずれが生じたことに伴い、規定を整理する。（第 1 条及び第 2 条関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。（附則）

【説明】

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 項において、都道府県知事は条例に定めるところにより、精神科病院の管理者に対し、入院者の処遇が著しく適当でないと認めるとき、入院者への虐待が行われたと認めるとき等には、任意入院者の症状、病名、病状又は状態像の経緯の概要などの報告を求めることができる」と規定している。
- 2 この条例は、1 の規定に基づき、知事が精神科病院の管理者に対して報告を求めることができるよう制定されている。
- 3 法律の一部改正により、条例の第 1 条及び第 2 条で引用している、法律第 38 条第 3 項が第 2 項に項ずれが生じたことに伴い、条例の規定を整理する。

- ①‘改善計画の提出
- ②‘実地指導受検
(報告を求められた場合)
- ③‘(厚労省令で定める基準の)
任意入院者の定期病状報告提出



- ①改善命令
- ②実地指導
(改善が認められない場合)
- ③任意入院者の定期病状報告提出依頼

提出議案の概要

【保健医療介護部】

【議案名】

乙第12号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

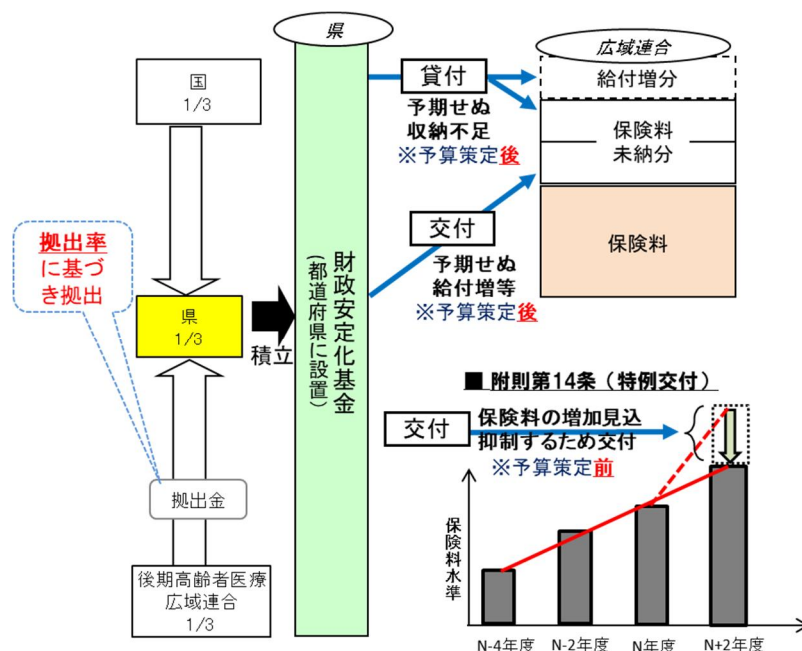
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、県が沖縄県後期高齢者医療広域連合から徴収する子ども・子育て支援納付金拠出額を算定するための割合を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 新たに子ども・子育て支援納付金拠出額を算定するための割合を定め、その割合を「0」とする。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。（附則）

【説明】

- 1 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を被保険者とする医療保険制度である。
- 2 当該基金は、その財政の安定化を図るため法律に基づき県に設置し、国・県・広域連合で3分の1ずつ負担し、積立てている。
- 3 当該基金に充てるために広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、厚生労働大臣の定める率（以下「拠出率」という。）を標準として都道府県条例で定める割合から算定した額となっている。
- 4 今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童手当等の支給に要する費用に充てるために、令和8年4月1日より、広域連合は子ども・子育て支援金を保険料に含めて徴収し、国に納付することとされた。
- 5 そのため、財政安定化基金拠出金の算定方法に新たに子ども・子育て支援納付金拠出額が追加されるとともに、厚生労働大臣が定める子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率が示された。
- 6 5に伴い、当該率を標準として条例で割合を定める必要がある。



提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第 13 号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

患者自らの選択に係る後発医薬品のある新医薬品等の調剤の費用の患者負担について、厚生労働大臣が定める額が改められたことに伴い、当該新医薬品等の調剤料の額を改める必要がある。

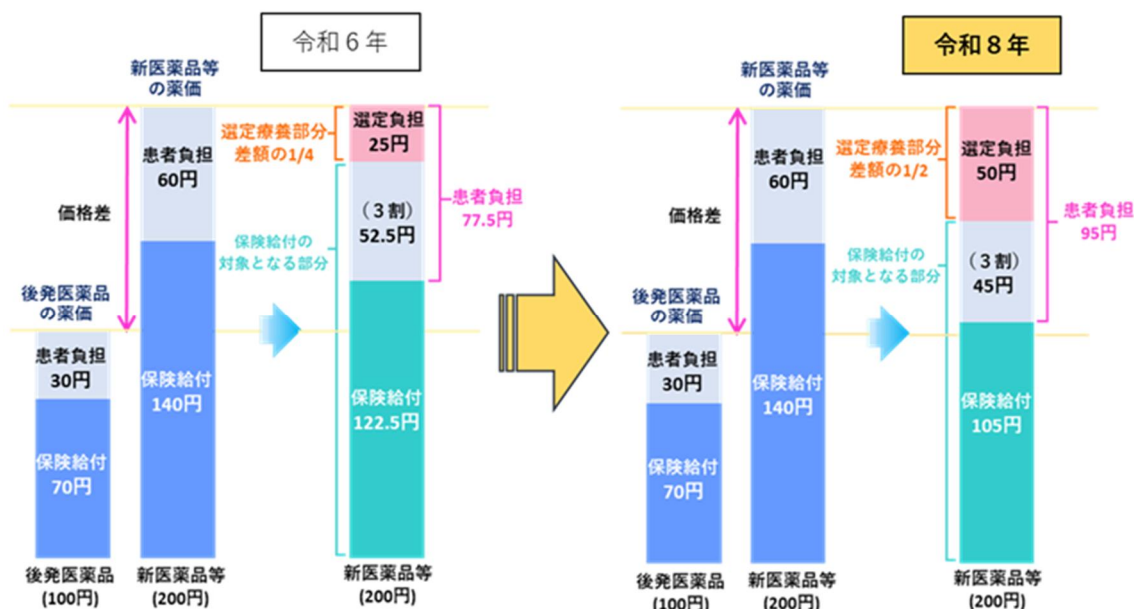
【議案の概要】

- 1 本年 6 月 1 日から選定療養（※）の対象となる後発医薬品のある新医薬品等の料金に加算される患者自己負担割合が改められたことに伴い、沖縄県病院事業の設置等に関する条例別表第 3 の負担割合を改める。
※選定療養とは、患者自らの選定により医療サービスの選択肢を広げるもので、追加的な料金は全額自己負担となる保険外療養である。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

後発医薬品のある新医薬品等の選定療養

- 1 これまで全ての後発医薬品のある新医薬品等は、薬価の全額が保険給付の対象となっていたが、令和 6 年より、①後発医薬品の保険収載後 5 年を経過した後発医薬品のある新医薬品等、②保険収載後 5 年未満でも後発医薬品への置換率が 50%に達している後発医薬品のある新医薬品等について、選定療養費として新たに患者の自己負担が発生する仕組みが導入された。
- 2 令和 8 年より、その自己負担額が、後発医薬品のある新医薬品等の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の 2 分の 1 相当分の金額へと改められた。（下図の「選定療養部分差額」）
- 3 なお、後発医薬品のある新医薬品等であっても以下の場合には選定療養の対象から除かれ、従来どおり薬価全額が保険給付の対象となる。
 - (1) 処方医又は保険薬局の薬剤師が医療上の必要から後発医薬品への変更を不可と判断した場合
 - (2) 病院又は保険薬局において在庫状況等から後発医薬品の提供を困難とした場合



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 14 号議案 工事請負契約について（普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 1 工区））

【議案提出の理由】

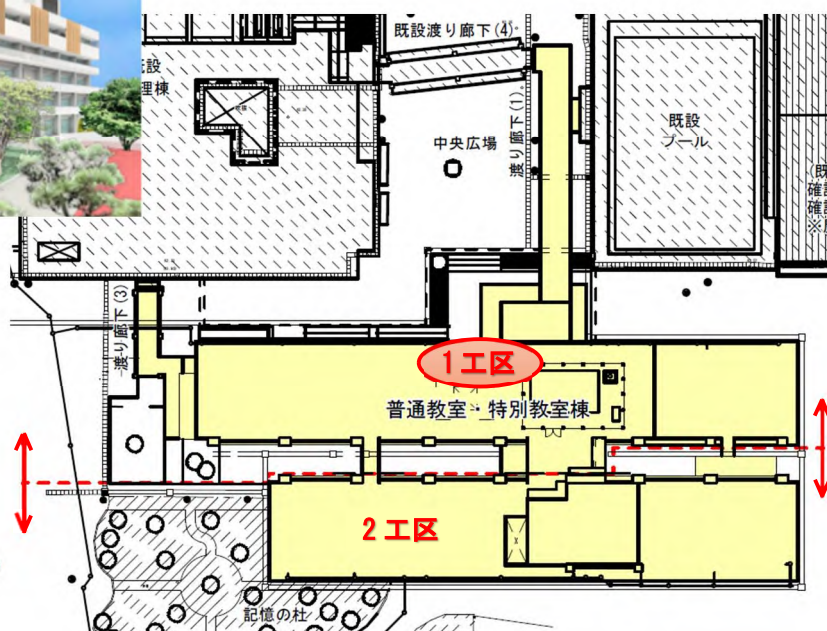
普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 1 工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とするため。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 1 工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 11 億 7,920 万円
- 4 契約の相手方 （株）福地組・（株）德里産業・（株）丸善組
特定建設工事共同企業体

【説明】

校舎等学校施設の老朽化に伴い、校舎の改善を図り、安全で快適な学習環境の整備を行うための改築工事である。建築 1 工区は、1 階に図書室及び保健室、2 階から 4 階に普通教室、5 階に特別教室を計画している。



総工事費：約 30 億円

用途：高等学校

構造：RC造

階数：地上 5 階

延べ面積：3,437.49 m²(全体：6,688.19 m²)

工期：契約締結日の翌日から 480 日間

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 15 号議案 工事請負契約について（普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 2 工区））

【議案提出の理由】

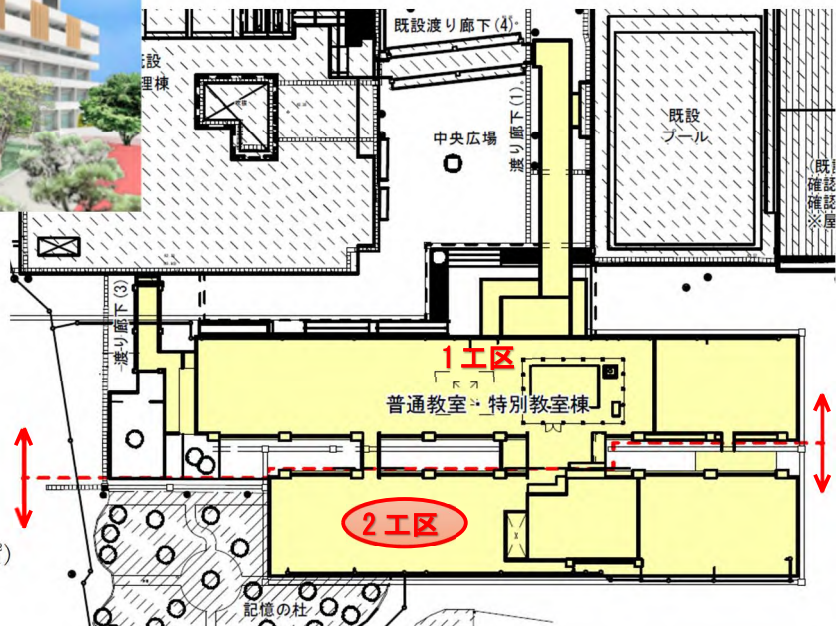
普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 2 工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築 2 工区）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 9 億 7,900 万円
- 4 契約の相手方 （有）有志建設・（有）国吉組・（株）丸元建設
特定建設工事共同企業体

【説明】

校舎等学校施設の経年劣化により、老朽化が進んだ校舎の改善を図り、安全で快適な学習環境の整備を行うための改築工事である。建築 2 工区は、1 階及び 5 階に特別教室、2 階から 4 階に普通教室を計画している。



総事業費：約 29 億円

用途：普通教室・特別教室棟

構造：RC造

階数：地上 5 階

延べ面積：3,250.7 m² (全体：6,688.19 m²)

工期：契約日の翌日から 480 日間

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 16 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工 P 1 - P 6 ・南))

【議案提出の理由】

県道 20 号線 (泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工 P 1 - P 6 ・南) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

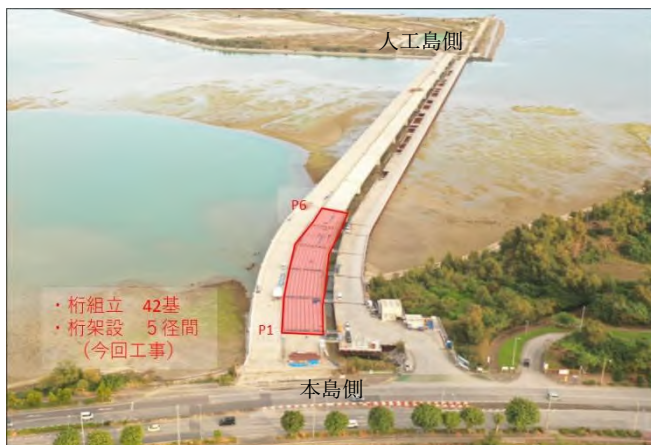
契約金額中「13 億 8,105 万円」を「5,064 万 4,000 円」増額し「14 億 3,169 万 4,000 円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4 車線中人工島へ向かって右側 2 車線の上部工約 118m を整備する工事である。

今回の変更は、鉄筋継手への変更等による増額を行うものである。

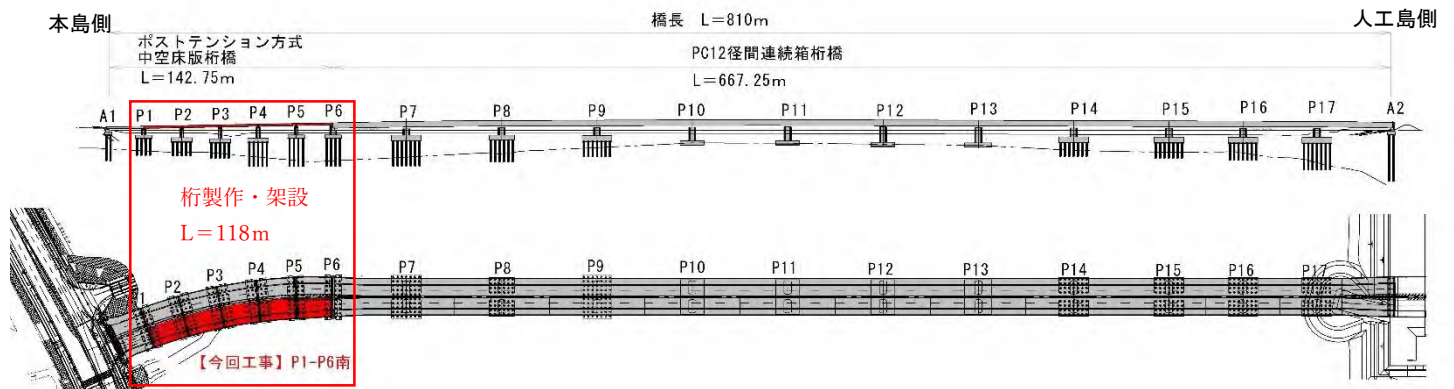
- 1 契約金額 (変更前) 13 億 8,105 万円
- 2 契約金額 (変更後) 14 億 3,169 万 4,000 円 (+5,064 万 4,000 円)
- 3 契約の相手方 三井住友建設・太田建設・テックサービス
特定建設工事共同企業体



工期：令和 6 年 10 月 23 日～
令和 8 年 7 月 31 日

手続きスケジュール

7 月上旬	議決 (工事請負契約議決内容の一部変更) 後、変更契約
7 月末	完成検査
8 月	工事請負代金完成払い



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第17号議案 運転者負傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

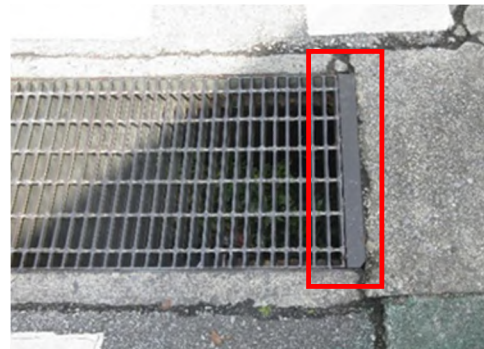
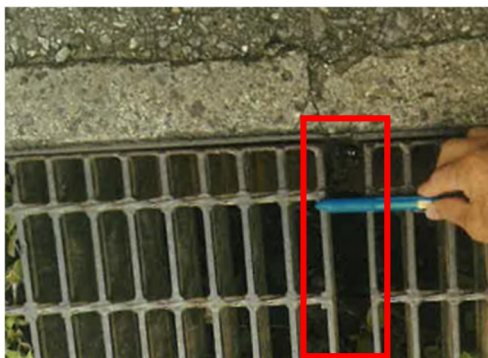
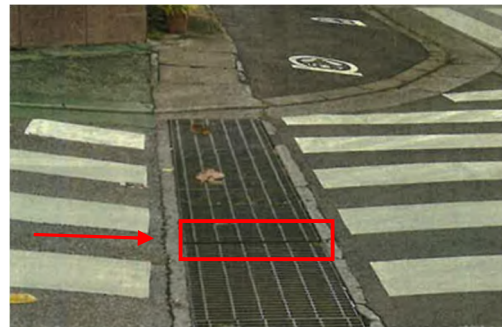
運転者負傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道47号線における運転者負傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年1月22日
- 3 事故発生場所 那覇市久米1丁目7番23号先県道47号線上
- 4 損害賠償額 18,900円

【説明】

- 1 令和6年1月22日午後8時頃、那覇市久米1丁目7番23号先県道47号線を自転車で走行中に、県が設置したグレーチングにおいて転倒し、負傷した。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、運転者及び広島市に対し18,900円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 18 号議案 家屋損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

家屋損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道36号線に県が設置した樹木による家屋損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年8月17日
- 3 事故発生場所 うるま市字喜屋武482番地4
- 4 損害賠償額 93万1,700円

【説明】

- 1 令和6年8月17日、うるま市字喜屋武482番地4先県道36号線に県が設置した樹木の根が伸長し、家屋の汚水排水管を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に93万1,700円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び家屋損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 19 号議案 警ら活動中の事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

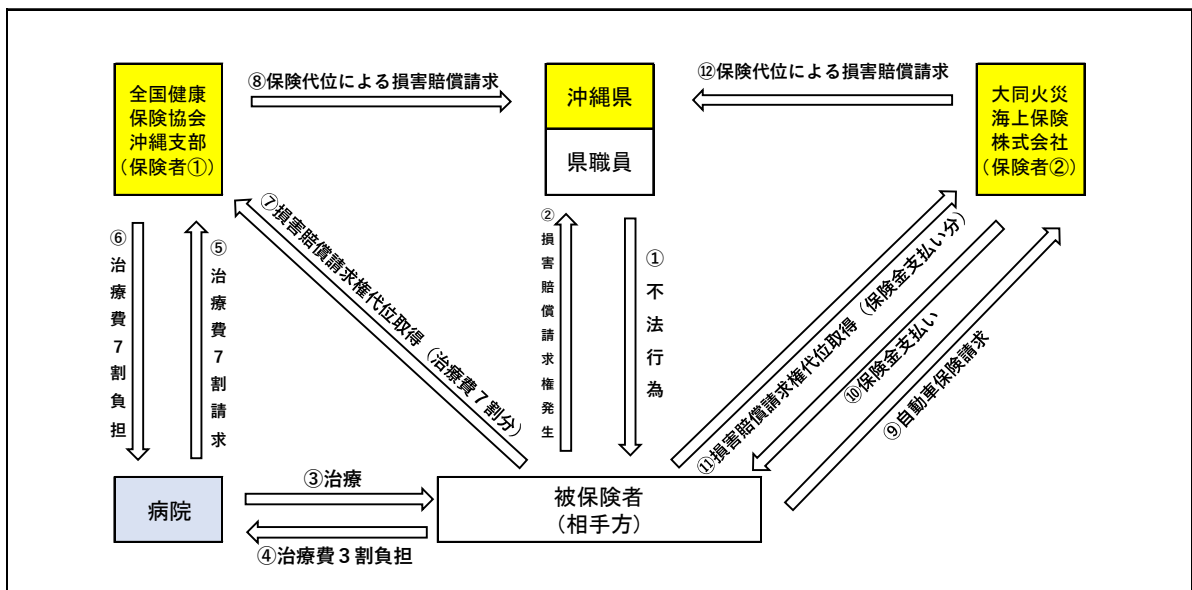
警ら活動中の事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 警ら活動中に職員の過失により車両の運転者を負傷させた事故
- 2 発 生 年 月 日 令和 4 年 1 月 27 日 午前 1 時 16 分頃
- 3 発 生 場 所 沖縄市宮里一丁目 6 番 10 号先道路上
- 4 負 傷 程 度 右眼球破裂等
- 5 損 害 賠 償 額 9,138 万 3,793 円

【説明】

- 1 令和 4 年 1 月 27 日 午前 1 時 16 分頃、沖縄市宮里一丁目の道路上において、県職員が公務のため、当該職員の方向に進行してくる相手方が運転するバイクを停止させようとした際、相手方の前方に警棒を持った右手を差し出した過失により、同警棒を相手方の右目付近に衝突させ、負傷させた。
- 2 県は、本件職務行為について過失があったことを認め、本件負傷による一切の損害賠償金として、相手方（損害賠償請求権者）及び保険者ら（損害賠償請求権代位取得者）に総額 9,138 万 3,793 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第20号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道153号線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年9月6日
- 3 事故発生場所 浦添市牧港二丁目9番3号先県道153号線上
- 4 損害賠償額 65万3,500円

【説明】

- 1 令和7年9月6日午後5時6分頃、浦添市牧港二丁目9番3号先県道153号線に県が設置した樹木の枝が落下して、走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に65万3,500円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第21号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道沖縄環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年12月23日
- 3 事故発生場所 沖縄市八重島一丁目1番1号先県道沖縄環状線上
- 4 損害賠償額 2万680円

【説明】

- 1 令和7年12月23日午前9時頃、沖縄市八重島一丁目1番1号先県道沖縄環状線に県が設置した樹木の枝が折れて垂れ下がり、車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に2万680円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝5：5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第22号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

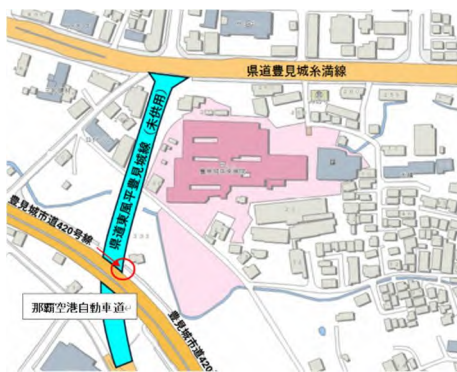
車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 県道豊見城東風平線に県が設置した侵入防止柵による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和8年1月7日
- 3 事故発生場所 豊見城市字上田338番地県道豊見城東風平線
- 4 損害賠償額 6,952円

【説明】

- 1 令和8年1月7日午前8時頃、豊見城市字上田332番地県道豊見城東風平線の道路改築事業の事業区間に県が設置した進入防止柵が豊見城市道420号線側に倒れ、市道を走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に6,952円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 23 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 10 月 22 日
- 3 事故発生場所 八重瀬町字屋宜原 502 番地 8 ファミリーマート八重瀬やぎばる店駐車場
- 4 損害賠償額 8 万 8,968 円

【説明】

- 1 令和 7 年 10 月 22 日、八重瀬町字屋宜原 502 番地 8 ファミリーマート八重瀬やぎばる店駐車場において、県職員が公務のため証拠品のバイクを搬送車両に積み込んだ際、バイクの前方ライトを搬送車両のフレームに接触させ、同バイクを損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 8 万 8,968 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合
県：相手方＝10：0
- 4 写真

搬送時の状況

